

白井市指定管理者選定審査会とは

(1) 設置目的

白井市指定管理者選定審査会（以下「選定審査会」という。）は、公の施設の指定管理者の指定にあたり、公正を確保するため設置された附属機関です。

附属機関とは、市民や学識経験者等で構成され、白井市の事務における必要な調停、審査、諮問に対する審議、調査等を行うため、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づいて設置される組織をいいます。

なお、選定審査会の役割や内容は、白井市附属機関条例別表及び白井市指定管理者選定審査会要綱において規定されています。

(2) 所掌事務

選定審査会は、市長の諮問に応じて、指定管理者の候補者の選定及び指定の取り消しについて審議し、答申します。また、公の施設を管理する指定管理者の管理について、市長に意見を述べることができます。市長は、選定審査会の答申や意見をもとに、判断し、決定します。

(3) 委員

選定審査会の委員は、学識経験者、公の施設の管理に関する附属機関の代表者、市民、市副市長の 6 名によって組織されています。

学識経験者の委員については、指定管理者制度や経営に関する制度に精通した方、税務、会計、労務など実務に精通した方に依頼しています。

公の施設の管理に関する附属機関の代表者の委員については、公民館運営審議会の委員に依頼するとともに、市民委員については、公募により選考しています。

市は、多様かつ公正な議論により、指定管理者の候補者の選定が公正かつ透明性をもって行われることを期待しています。なお、委員の任期は 3 年間で、任期中は白井市の非常勤特別職となります。

(4) 会議

選定審査会の運営に際しては、会長及び副会長の役職を置き、委員の互選によって定めます。会長は選定審査会を代表し、副会長は会長を補佐します。

また、選定審査会は、会長が招集し、過半数の委員の出席で成立します。また、議事は出席委員の過半数で決定します。

会議は、原則公開しますが、審査に関する会議は非公開とし、必要に応じて、委員以外の出席を求め意見及び説明を聞くことができます。

また、審査にあたり、委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者が経営や運営にかかわる団体の審査に加わることができません。なお、この決定は会議に諮ったうえで決定されます。

(5) 守秘義務

委員は職務上知りえた秘密を漏らすことを禁止されています。委員の任期を終えた後も同様です。